

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、原則として「年金天引き」となります(申し出によって「口座振替」も可能)。ただし、次のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象にならないため、「納付書」または「口座振替」で納めていただきます。

なお、「口座振替」を希望される場合は、お住まいの市区町村窓口へ申し出をしてください。

- ◆介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上の方
- ◆制度の加入期間が半年未満の方

ご注意ください

- 国民健康保険料(税)より口座振替は自動継続されませんので、市区町村にて再度手続きが必要です。

社会保険料控除について

- 「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に社会保険料控除が適用されます。

4 医療機関での窓口負担割合と負担区分について

・負担割合とは…診療を受けたときに医療費の何割を負担するかの割合のことです。前年の所得等をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

・負担区分とは…5 医療費が高額になったときの自己負担限度額や6 入院したときの食事代などは、前年の所得等により区分毎に分類され、定められています。

負担割合	負担区分	要件
現役並み所得者 3割	現役Ⅲ	住民税の課税所得(※3)690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
	現役Ⅱ	住民税の課税所得(※3)380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
	現役Ⅰ	住民税の課税所得(※3)145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一定以上所得者 2割	一般Ⅱ	以下、(1)(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得(※3)28万円以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額(※4)」の合計金額が ●被保険者が1人の場合 →200万円以上 ●被保険者が2人以上の場合→320万円以上
1割	一般Ⅰ	住民税課税世帯で一般Ⅱ(2割)に該当しない方
	区分Ⅱ	住民税非課税世帯で区分Ⅱに該当しない方
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与と所得がある場合は、給与と所得金額から10万円を控除。)または老齢福祉年金を受給している方

※3 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

※4 給与と所得がある場合は、給与と所得金額から10万円を控除します。

負担割合の変更により、紙の保険証または資格確認書が変更になったときは、変更前の紙の保険証または資格確認書はお住まいの市区町村窓口へ返却してください。変更前の紙の保険証または資格確認書で医療機関を受診した場合や所得の修正申告により過去の負担割合が変更になった場合、負担割合の差額精算が必要となることがあります。

<医療機関へのお支払いが困難な場合>

一部負担金のお支払いが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、一部負担金のお支払いが困難と認められる方については、申請により一時的・臨時的にお支払いを免除、減額または猶予を受けられる場合があります。